

## (1) 生産性と収益性を高める農業生産基盤の整備

農業用水源施設、かんがい施設の整備により作物の増収・品質向上、高収益作物導入・新たな産地形成の促進を図る。ほ場等の整備により、スマート農業の実装や管理省力化を推進し労働生産性の向上を図る。

事業名

- ◆ 水利施設整備(補助・交)
- ◆ 農地整備(補助・交)
- ◆ 農地耕作条件改善事業(非公)
- ◆ 農業基盤整備促進(補助・交)
- ◆ 不発弾探査(補助)
- ◆ 農山漁村活性化対策整備(交)

## ■ かんがい排水事業

地形的・地質的に水資源に恵まれない本県において、農業用水源及びかんがい施設の整備は急務である。そのため、地域特性に応じた水源開発を行うとともに、効果の早期発現および多角的活用に対応するために順次整備を進めている。これら農業用水利施設の整備により、農業用水の安定供給が図られ、作物の増収や品質の向上、生産コストの節減が見込まれる。また、湛水被害を解消するため、排水施設も順次整備を進めている。

### ◇ 国営かんがい排水事業

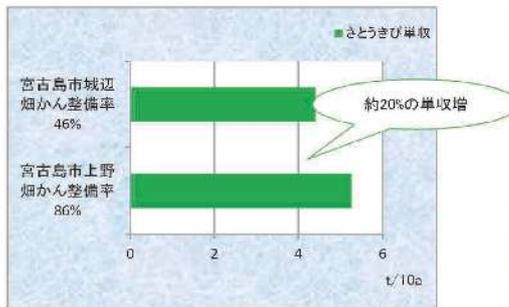
国営かんがい排水事業は、受益面積500ha以上等の規模を対象とし、地下ダム等の水源開発及び幹線水路等の整備を行っている。本県においては、石垣島の宮良川地区、名蔵川地区、宮古島の宮古地区、沖縄本島南部地区、羽地大川地区、伊是名島の伊是名地区及び伊江村の伊江地区の7地区が完了し、令和2年度は、宮古伊良部地区、石垣島地区、宮古地区(国営施設応急対策事業)の3地区が継続中である。

### ◇ 水利施設整備事業(旧県営かんがい排水事業)

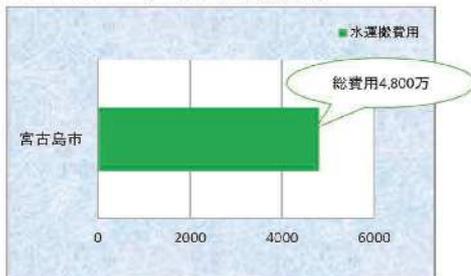
水利施設整備事業では、国営事業の要件に満たない地域において、水源開発から末端の整備等を行っている。また、国営かんがい排水事業において整備されたダムや頭首工等の基幹施設から末端の整備を行っている。

## かんがい施設による効果(H25年干ばつ時)

### ①H25年干ばつ時 さとうきび単収(株出し)



### ②H25年干ばつ時 かん水運搬費用



### 水源整備

良質な水を安定して確保するため、地下ダムや貯水池等により水源を整備する。



### I型整備(ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾗｰを設置)

自動的にほ場に散水できるように、ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾗｰ等を設置する。



### II型整備(給水栓を設置)

多角的の活用に対応し、ほ場側で容易に取水できるように、ほ場の一角に給水栓を設置する。



### III型整備(給水所を設置)

安定してほ場近くで取安定してほ場近くで取水できるように、数10haに1箇所程度、給水所を設置する。



## ■ 農地整備事業

狭小・不整形で分散した農地において、区画整理等により農道整備や排水路整備等を一体的に実施することで、集団化・整形化を促し、機械化による営農拡大とともに、作業効率及び農作物の安定生産が図られる。

前原地区(宮古島市)



施工前



施工後

## ■ 農地耕作条件改善事業

農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、高収益作物への転換を推進する。

## ■ 農業基盤整備促進事業

後前竹地区(宮古島市)



迅速かつきめ細かな農地・農業水利施設等の整備を実施し、生産効率の向上を図り、もって農業競争力の強化を図る。きめ細かな農地・農業水利施設等の整備として下記の工種を実施する

- ・農業用排水施設
- ・区画整理
- ・調査・調整
- ・暗渠排水
- ・農作業道
- ・指導
- ・土層改良
- ・農用地の保全

## ■ 農山漁村活性化対策整備事業(旧新山村振興等対策事業)

創意工夫を生かした個性ある地域づくりを推進し、農山漁村の活性化を図るため、山村等中山間地域の重要な産業である農林水産業の振興に必要な施設整備及び多様な地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を実施する。

※5法指定地域(山村・過疎・半島・僻島・特定農山村法の指定地域)等が対象

### 【生産基盤及び施設の整備】

生産機械施設／処理加工・集出荷



高生産性農業用機械施設

### 【地域間交流拠点の整備】

地域資源活用起業支援施設等



農山漁村体験施設

### 【その他】

地域資源活用総合交流促進施設  
農林漁業体験施設



地域資源活用起業支

## (2) 農山漁村地域の強靱化対策の推進

農地や農業用施設等、周辺地域の防災・減災対策を行い農業農村の強靱化を図る。土地改良施設等の機能保全対策を行い、長寿命化・ライフサイクルコスト低減、保全管理の省力化・効率化を図る。土地改良施設の適切かつ効率的な維持管理のため、土地改良区の組織運営体制の強化を図る。

事業名

- ◆ 農地保全整備事業(交)
- ◆ 緊急自然災害防止対策事業
- ◆ 団体営農地保全整備事業(交)
- ◆ ため池等整備事業(補助・交)
- ◆ 団体営ため池等整備事業(交)
- ◆ 地すべり対策事業(補助)
- ◆ 地すべり防止区域保全管理費
- ◆ 機能保全・施設管理等
- ◆ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業(交)
- ◆ 農業水路等長寿命化・防災減災事業(非公)
- ◆ 基幹水利施設管理事業費(補助)
- ◆ 国営造成施設管理体制整備促進事業(補助)
- ◆ 水利施設管理強化事業
- ◆ 通作条件整備事業(交)
- ◆ 土地改良施設突発事故復旧事業
- ◆ 海岸保全管理費
- ◆ 海岸緊急自然災害防止対策事業
- ◆ 海岸保全施設整備事業費(交)

### ■農地保全整備事業

農地保全整備事業では、農地の侵食防止や防風林の設置を始めとした防風対策等を行っている。

みやらがわ第1地区(石垣市)



川平第1地区(伊江村)



### ■ため池等整備事業

ため池等整備事業は、農地及び農業施設を災害から未然に防ぐための事業で、ため池等の改修や法面の保護、水路の護床等を行っている。

谷川地区(伊平屋村)



真喜屋地区(名護市、土砂崩壊防止工)



## ■ 地すべり対策事業

地すべり等防止法により指定された地すべり防止区域において、地すべりによる農地・農業用施設等の被害を除去・軽減するため、地表水の排除、地下水の排除、土留め工などを実施し、農地等を保全し、地域住民の生命・財産を守る。

平安名3期地区（うるま市）



## ■ 基幹水利施設ストックマネジメント事業

既設の基幹的農業水利施設の内、建設から長期間経過した施設について、より経済的な施設機能保全を図るため策定した機能保全計画に基づき、対策工事を実施することにより、施設の機能維持、安全性の向上及び管理省力化を図る。

## ■ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業

既設の地域的農業水利施設の内、建設から長期間が経過した施設について、より経済的な施設機能保全を図るため策定した機能保全計画に基づき、対策工事を実施することにより、施設の機能維持、安全性の向上及び管理省力化を図る。

## ■ 農業水路等長寿命化・防災減災事業

農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などリスク管理に資する取組を支援する。

奥間第1地区（国頭村）



施工前



施工後

## ■ 基幹水利施設管理事業

平喜名地区（石垣市）



国営土地改良事業で造成された一定規模以上を有する施設等(ダム・堰・揚水機場)についての維持管理に対する事業で、農業用水の安定的供給を図ることを目的として平成9年度から開始している。対象施設が8施設で、そのうち、底原ダム・平喜名堰・名蔵ダムは県が、その他は市町村が事業主体となっている。

## ■ 国営造成施設管理体制整備促進事業

国営土地改良事業で造成された施設のうち基幹水利施設管理事業の対象外で、土地改良区管理となる施設の管理体制整備に係る補助事業である。同事業は、地域住民が享受している農業水利施設の多面的機能等が地域に定着し浸透するまで、県及び市町村が連携を図り、土地改良区等の管理体制を整備するものである。

## ■ 水利施設管理強化事業

国営土地改良事業で造成された施設のうち基幹水利施設管理事業の対象外で、土地改良区管理となる施設の管理体制強化に係る補助事業である。同事業は、国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図るものである。

## ■ 通作条件整備事業

農村地域の農道網を計画的かつ有機的に整備・更新することにより、農産物流通の低コスト化と農村環境の改善・維持を図ることができる。今後は農道の機能保全対策面からの更新を中心とした整備を行っていく。

奥間第2地区（国頭村）



施工前



施工後

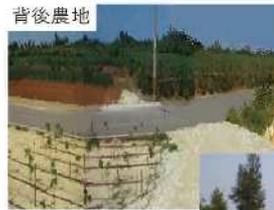
## ■ 海岸保全施設整備事業

海岸法に基づいて指定された海岸保全地域における津波、高潮、波浪による被害からの海岸及び背後農地を防護し、農業生産の安定と併せて国土の保全を図る。

松原地区(宮古島市)



台風による超波で背後農地が被害



護岸工



## (1) 環境に配慮した持続可能な農林水産業の促進

農地の勾配修正、グリーンベルトの設置、暗渠の設置、沈砂池・排水路の整備等により、農地からの赤土等流出を抑制する。

事業名 ◆ 水質保全対策事業（赤土流出防止型）（交）

### ■水質保全対策事業（耕土流出防止型）

水質保全対策事業（耕土流出防止型）は、農地及びその周辺の土地の土壌流出を防止し、農村の環境保全に資することを目的に平成5年度から開始された事業である。



- |            |  |
|------------|--|
| ① 勾配抑制     | : 農地からの土壌流出を低減させるため、勾配を抑制する。                                       |
| ② グリーンベルト  | : 農地からの土壌流出を低減させるため、ほ場端を植生する。                                      |
| ③ 畦畔工      | : 農地からの土壌流出を低減させるため、ほ場内に畦を造成する。                                    |
| ④ 土砂だめマス   | : 承水路に流入した土砂を沈殿させて捕捉するためのマス。                                       |
| ⑤ のり面保護    | : 農地又はその背後地の法面からの土壌流出を防止するため、法面を保護する。                              |
| ⑥ 沈砂池      | : 流入した濁水を池内で貯留させ、土砂等を除去するための施設。                                    |
| ⑦ 承水路(排水路) | : 農地又はその背後地からの流水を除去施設に導くための水路。                                     |
| ⑧ 路面保護     | : 侵食している砂利道路をアスファルト等で舗装する。   |
| 土層改良工      | : 有機質(堆肥)等を表土に投入・攪拌することで、表土の団粒化を促進させ、農地の浸透能力を増進させる。                |
| 暗渠排水工      | : 暗渠をほ場下に埋設することで、農地の浸透能力を増進させ、ほ場表面から流出する濁水を低減させる。                  |
| 沈砂池の軽微な変更  | : 既存沈砂池に安全施設・機能向上等の軽微な変更を実施することで、既存施設の効果を継続させるとともに、維持管理の効率性を向上させる。 |



グリーンベルト



勾配抑制



沈砂池

## (1) 農地・農業用施設災害復旧事業

農地・農業用施設災害復旧事業は、異常な天然現象により被害を受けた農地や農業水路、農道などの農業用施設を早急に従前の効用を回復させるための事業。

関係法令：「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(通称「暫定法」)

その他、農地の保全に係る海岸保全施設や地すべり防止施設が被害を受けた場合の復旧として、海岸保全施設等災害復旧事業がある。

関係法令：「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(通称「負担法」)

### 【道路復旧状況】平成29年災 小橋川地区(西原町)

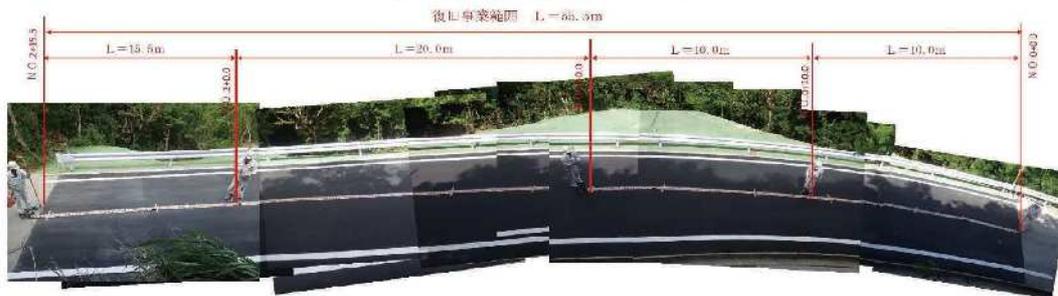
(被災時)

被災地全景写真



(復旧後)

災害地全景写真



### 【海岸保全施設復旧状況】平成24年災 慶佐次地区(東村)



(被災時)



(復旧後)